

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和4年11月11日（金） 午後1時30分
閉会日時	令和4年11月11日（金） 午後2時35分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	教育委員 議席番号3 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 斎藤 正幸 学校教育課長 船山 育士 生涯学習課長 高橋 秀明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第15号 湯沢市生涯学習センター条例、湯沢市立公民館条例及び湯沢市立図書館条例の一部改正に関する意見の申出について
- 議案第16号 指定管理者の指定について（湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンド、湯沢市健康ドーム、湯沢市B&G海洋センター、湯沢市総合体育館及び湯沢市ヘルシーパーク）
- 議案第17号 令和4年度12月補正予算に関する意見の申出について
- 議案第18号 湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部改正について

【前回議事録の承認】

今回承認を要する議事録なし。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・ 11/7 県南教育長会議（令和5年度教職員人事異動方針説明：横手市役所）
- ・ 11/8 縣市町村教育委員会連合会及び県都市協議会合同研修会
（テーマ：部活動の地域移行について：秋田市役所正庁）
- ・ 10/13 縣市町村教育委員会教育長会議
（教員の免許更新制の廃止に伴う教員の資質向上を図る取組について
特別支援教育の総合整備計画（素案）について：県庁）
- ・ 湯沢西小学校バトン部が全国大会出場について
- ・ 湯沢南ロータリークラブからの寄付について

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

- 議案第15号 湯沢市生涯学習センター条例、湯沢市立公民館条例及び湯沢市立図書館条例の一部改正に関する意見の申出について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

教育長	前回の協議会で説明している内容であり、更に詳しく今回説明させていただいた。
委員	条例の文言を記載するにあたり、形式はあるのか。
生涯学習課長	条例を提案する際に、総務法制班で体裁が整えられる。庁内統一の様式となる。
委員	例えば、生涯学習センター条例第2条の次に記載のある第6条の項目を読むと、とても紛らわしく感じる。
生涯学習課長	条例改正の作成手順による通例として、このように作成することになっている。おっしゃるとおり紛らわしい感じはする。
委員	他の条例改正も同じような書き方となっているので、形式的なものとは思ったのだが、見慣れない者からすれば、読み取りづらい。
生涯学習課長	この記載自体は正しい形態だが、何か表記を工夫して資料を作ることは可能なので、次回以降配慮させていただきたい。
委員	使用料の関係だが、これは現在の料金そのままか。
生涯学習課長	使用料については、庁内統一した形で見直しをしようということである。ただ、すべての施設に一律に適用させるのは難しいとのことで、今回は駅前にできる新しい施設のように新たな考えで積算したものがここに掲載されているものである。積算した内容が現状と大きく違う場合は、利用者に負担をかけないように調整したものとなっている。
委員	図書館の関係だが、指定管理者制度で行う複合施設のようなが、メリットもあればデメリットもある。デメリットについても話し合いを進めていただきたいというのが一つ。図書館には専門職員がいる。業務も多岐にわたりただ貸し出せばいいだけのものではない。指定管理者制度になった場合、支障はないのか。
生涯学習課長	この後、年明けに事業者の募集を開始する。図書館の機能については、委員おっしゃるとおり専門職が必要であることは認識している。司書については4名以上必置の条件を付している。図書購入についても、現在行われているように、選書委員会の

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

	審査があり、市にその事務を残しつつ行うので、指定管理になってからも事業者が勝手に本を選び購入するということはない。
委員	横手市でも図書館と生涯学習機能を備えた施設が駅前に建てられる。横手市も湯沢市も初めての取組。いざ動き出すと課題が見えてくると思う。その時にそれぞれ担当している両市の生涯学習課が互いに連絡し合い、気軽に情報交換していくと雄平という広域の目で見れば湯沢市も横手市も成り立っていくものと思う。一緒に頑張っていってほしいと思う。
生涯学習課長	現状でも他の自治体との連携については、図書館分野においては秋田県図書館協会及び同県南ブロックがある。全県の組織もある。研修会などを開き職員同士の情報交換や研修機会の方が今もある。管理運営形態が民間に移ったとしても、そういった情報共有の場や意見交換の場は大事なことだと思うので、それについては継続して取り組めればと思っている。

- 議案第16号 指定管理者の指定について（湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンド、湯沢市健康ドーム、湯沢市B&G海洋センター、湯沢市総合体育館及び湯沢市ヘルシーパーク）

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

< 質疑等 >

教育長	スポーツ施設等、全部で5施設の指定管理について、候補者の選定について何か質問、意見等ないか。
委員	期待の持てる選定理由、楽しみにしている。特に、今の時代にあったライブ配信など、情報発信の点で期待できる。
委員	市内の5施設を一つの団体に指定管理させるとのことだが、この団体は今までもこの規模の施設を管理した実績があるのか。
生涯学習課長	把握しているものはない。
委員	スポーツ施設なので、安心して安全に運営できるよう、市でも職員の派遣など、密に連携を取りながら、事故の無いように運営していただきたい。
生涯学習課長	指定管理なので、団体独自に人員を採用し管理にあたっていただく。市の職員が出向くことは今のところ考えていない。ただ、やっていただく業務については、モニタリングをし、年度末には評価を行うので、行政側が気付いた分については、どんどん指導していきたいと考えている。

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

○議案第17号 令和4年度12月補正予算に関する意見の申出について

(各課長が資料に基づき説明)

教育総務課関連予算

<質疑等>

委員	給食センターの燃料費や電気料の増額は今年1年間分か。
教育総務課長	1年を見込んだ予算要求をしているが、昨今の燃料費高騰により、予算を上回る現状になってきたため、不足分を増額要求するものである。これから年度末までの分を見こしたものとなっている。
委員	電気料や燃料費は、これからも値上がりすると思われるので、中学校管理費の外灯の修繕などは長期的にみて省エネになるような修繕を進めていただければと思う。
教育総務課長	中学校の外灯修繕はLEDに更新するもの。建設課で管理している道路外灯もLEDに変えてきているので、当方も電気関係の修繕の場合はLED灯など省エネの器具に交換している。
教育長	給食センター経費に運営委員会報酬不足分の増額についてとあるが、これについて説明を。
教育総務課長	学校給食調理配送の民間委託の業者選定の際に、学校給食運営委員会からお二方を選考委員をお願いした。役職としての依頼のため学校給食運営委員会分の報酬から支払いをした。今後の運営委員会の開催に支障が出るため増額するものである。

学校教育課関係予算

<質疑等>

委員	暖房器具など欠かせない季節となり、その分電気代も多くかかる。学校は教室がたくさんあり、空き教室などで点けたままにしておくで電気の無駄遣いになっていくと思う。今年の冬は節約の冬として子どもたちにも節約のお話をしていただきたい。
----	--

生涯学習課関連予算

<質疑等>

なし

文化財保護の推進について

<質疑等>

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

委員	西仙北にある古文書や歴史資料を保存している施設を見学したことがある。書類は体育館のようなところでやっていた。費用もかかっていたようだし、温度設定や日が当たらないようにと大変な様子だった。
生涯学習課長	工事費用については、新年度予算に要求したいと考えている。古文書についてのお話があったが、旧三梨小学校校舎に保存するのは酒造用具、民具、埋蔵文化財などで、温度管理や湿度管理など緻密な管理が必要な脆弱な古文書などについては、現在も図書館の一室で管理しており、令和8年に駅前に新しくできる歴史資料展示室に収蔵設備をあつらえ、適正な環境の下で保存、管理していく計画となっている。
教育長	もしよければ、来年の教育委員の施設訪問の際に、この旧三梨小に整備する収蔵庫を見学するのもいいかもしれない。

○議案第18号 湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部改正について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

なし

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第15号	湯沢市生涯学習センター条例、湯沢市立公民館条例及び湯沢市立図書館条例の一部改正に関する意見の申出について	可 決
議案第16号	指定管理者の指定について（湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンド、湯沢市健康ドーム、湯沢市B&G海洋センター、湯沢市総合体育館及び湯沢市ヘルシーパーク）	可 決
議案第17号	令和4年度12月補正予算に関する意見の申出について	可 決
議案第18号	湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部改正について	可 決

令和4年第9回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

議案第15号

令和4年第4回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

湯沢市生涯学習センター条例、湯沢市立公民館条例及び湯沢市立図書館条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和4年11月11日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市複合公共施設条例の制定に伴う関係条例（湯沢市生涯学習センター条例、湯沢市立公民館条例及び湯沢市立図書館条例）の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

湯沢市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市生涯学習センター条例（平成17年湯沢市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「湯沢市佐竹町4番5号」を「湯沢市表町二丁目」に改める。

第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（管理に関する事項）

第6条 この条例に定めるもののほか、湯沢市湯沢生涯学習センター（以下「湯沢生涯学習センター」という。）の管理に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第 号。以下「複合施設条例」という。）に定めるところによる。

（指定管理者による管理）

第7条 湯沢生涯学習センターの管理は、複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第8条 湯沢生涯学習センターの指定管理者の指定の手続等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手続等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 湯沢生涯学習センターの施設及びこれに附属する設備の維持管理に関する業務
- （2） 湯沢生涯学習センターが実施する事業の運営計画の策定に関する業務
- （3） 湯沢生涯学習センターが実施する事業の企画立案及び実施に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、湯沢生涯学習センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

湯沢市生涯学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市湯沢生涯学習センター</td> <td>湯沢市佐竹町4番5号</td> </tr> <tr> <td>湯沢市稲川生涯学習センター</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市雄勝生涯学習センター</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市皆瀬生涯学習センター</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台106番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市佐竹町4番5号	湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市湯沢生涯学習センター</td> <td>湯沢市表町二丁目</td> </tr> <tr> <td>湯沢市稲川生涯学習センター</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市雄勝生涯学習センター</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市皆瀬生涯学習センター</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台106番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市表町二丁目	湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地
名称	位置																				
湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市佐竹町4番5号																				
湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地																				
湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1																				
湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地																				
名称	位置																				
湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市表町二丁目																				
湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地																				
湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1																				
湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地																				
	(管理に関する事項)																				
	<p>第6条 この条例に定めるもののほか、<u>湯沢市湯沢生涯学習センター（以下「湯沢生涯学習センター」という。）の管理に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第 号。以下「複合施設条例」という。）に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p>																				
	<p>第7条 <u>湯沢生涯学習センターの管理は、複合施設条例第15条第1項の規定</u></p>																				

により湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

（指定管理者の指定の手續等）

第8条 湯沢生涯学習センターの指定管理者の指定の手續等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手續等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 湯沢生涯学習センターの施設及びこれに附属する設備の維持管理に関する業務
- （2） 湯沢生涯学習センターが実施する事業の運営計画の策定に関する業務
- （3） 湯沢生涯学習センターが実施する事業の企画立案及び実施に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、湯沢生涯学習センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(委任)

第6条 略

(委任)

第10条 略

湯沢市立公民館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市立公民館条例（平成17年湯沢市条例第85号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表中「湯沢市佐竹町4番5号」を「湯沢市表町二丁目」に改める。
第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

（使用料等に関する事項）

第12条 第7条から第11条までの規定にかかわらず、湯沢市立湯沢公民館（以下「湯沢公民館」という。）の使用料等に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第 号。以下「複合施設条例」という。）に定めるところによる。

（指定管理者による管理）

第13条 湯沢公民館の管理は、複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

2 前項の規定により湯沢公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第14条 湯沢公民館の指定管理者の指定の手続等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手続等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 湯沢公民館の施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 湯沢公民館の施設等の使用の許可に関する業務
- (3) 湯沢公民館の施設等の利用に係る料金に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、湯沢公民館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

別表湯沢の部を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第10条関係）

施設	部屋等	使用料 (1時間当たり)
湯沢公民館	研修室 A	300円
	研修室 B	200円
	研修室 C	100円
	和室 A	150円
	和室 B	150円
	音楽室	300円
	音楽室 (小)	100円
	多目的ルーム	750円
	調理室	450円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 次に掲げる場合の使用料は、この表の額の2倍の額とする。
 - (1) 営利又は営業上の目的で使用する場合
 - (2) 入場料その他これに類する料金（実費負担と認められるものを除く。）を徴収する場合
- 3 この表に規定する施設に附属する設備に係る使用料については、規則等で定める。

湯沢市立公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																				
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢公民館</td> <td>湯沢市佐竹町4番5号</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立稲川公民館</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝公民館</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立皆瀬公民館</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台106番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湯沢市立湯沢公民館	湯沢市佐竹町4番5号	湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢公民館</td> <td>湯沢市表町二丁目</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立稲川公民館</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝公民館</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立皆瀬公民館</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台106番地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(使用料等に関する事項)</p> <p>第12条 <u>第7条から第11条までの規定にかかわらず、湯沢市立湯沢公民館(以下「湯沢公民館」という。)の使用料等に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例(令和4年湯沢市条例第 号。以下「複合施設条例」という。)に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 <u>湯沢公民館の管理は、複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市複合公共施設(以下「複合施設」という。)の管理を地方自治法(昭和22年</u></p>	名称	位置	湯沢市立湯沢公民館	湯沢市表町二丁目	湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地
名称	位置																				
湯沢市立湯沢公民館	湯沢市佐竹町4番5号																				
湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地																				
湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1																				
湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地																				
名称	位置																				
湯沢市立湯沢公民館	湯沢市表町二丁目																				
湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地																				
湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1																				
湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台106番地																				

法律第67号) 第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

2 前項の規定により湯沢公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手續等）

第14条 湯沢公民館の指定管理者の指定の手續等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手續等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 湯沢公民館の施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(2) 湯沢公民館の施設等の使用の許可に関する業務

(3) 湯沢公民館の施設等の利用に係る料金に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、湯沢公民館の運営に関する業務のうち

<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p><u>ち、市長の権限に属する事務を除く</u> <u>業務</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>
----------------------------------	---

湯沢市立図書館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市立図書館条例（平成17年湯沢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「湯沢市字内館町27番地」を「湯沢市表町二丁目」に改める。

第5条の見出し中「図書館奉仕」を「事業」に改め、同条中「市立図書館は」の次に「、法第3条の規定により」を加え、「次の事項」を「次に掲げる事業」に改め、同条第3号中「貸し出し」を「貸出し」に改める。

第8条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（管理に関する事項）

第8条 この条例に定めるもののほか、湯沢市立湯沢図書館（以下「湯沢図書館」という。）の管理に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第 号。以下「複合施設条例」という。）に定めるところによる。

（指定管理者による管理）

第9条 湯沢図書館の管理は、複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

2 前項の場合における湯沢図書館の管理に係る経費は、第4条第1項の規定にかかわらず、指定管理者の負担とする。

（指定管理者の指定の手続等）

第10条 湯沢図書館の指定管理者の指定の手続等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手続等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 湯沢図書館の施設及びこれに附属する設備の維持管理に関する業務
- (2) 湯沢図書館の運営計画の策定並びに事業の企画立案及び実施に関する業務
- (3) 利用の受付、図書館資料の貸出し、他図書館との相互貸借等利用者対応に関する業務

- (4) 図書館資料の複写の許可及び経費の徴収に関する業務
- (5) 図書館資料の収集、整理及び保管に関する業務
- (6) 図書館システムの管理運用に関する業務
- (7) 他施設への配本に関する業務
- (8) 図書館事業の広報に関する業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、湯沢図書館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

湯沢市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 湯沢市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢図書館</td> <td>湯沢市字内館町27番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝図書館</td> <td>湯沢市横掘字白銀町49番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図書館奉仕)</p> <p>第5条 市立図書館は_____、第1条の目的を達成するため、次の事項_____を実施する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 巡回文庫及び貸し出しに関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	名称	位置	湯沢市立湯沢図書館	湯沢市字内館町27番地	湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地 1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 湯沢市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢図書館</td> <td>湯沢市表町二丁目_____</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝図書館</td> <td>湯沢市横掘字白銀町49番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業_____)</p> <p>第5条 市立図書館は、<u>法第3条の規定により</u>、第1条の目的を達成するため、<u>次に掲げる事業</u>を実施する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 巡回文庫及び<u>貸出し</u>に関すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(<u>管理に関する事項</u>)</p> <p>第8条 <u>この条例に定めるもののほか、湯沢市立湯沢図書館（以下「湯沢図書館」という。）の管理に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第 号。以下「複合施設条例」という。）に定めるところによる。</u></p> <p>(<u>指定管理者による管理</u>)</p> <p>第9条 湯沢図書館の管理は、<u>複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市</u></p>	名称	位置	湯沢市立湯沢図書館	湯沢市表町二丁目_____	湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地 1
名称	位置												
湯沢市立湯沢図書館	湯沢市字内館町27番地												
湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地 1												
名称	位置												
湯沢市立湯沢図書館	湯沢市表町二丁目_____												
湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地 1												

複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

2 前項の場合における湯沢図書館の管理に係る経費は、第4条第1項の規定にかかわらず、指定管理者の負担とする。

（指定管理者の指定の手続等）

第10条 湯沢図書館の指定管理者の指定の手続等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手続等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 湯沢図書館の施設及びこれに附属する設備の維持管理に関する業務

（2） 湯沢図書館の運営計画の策定並びに事業の企画立案及び実施に関する業務

（3） 利用の受付、図書館資料の貸出し、他図書館との相互貸借等利用者対応に関する業務

（4） 図書館資料の複写の許可及び経費の徴収に関する業務

<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(5) <u>図書館資料の収集、整理及び保管に関する業務</u></p> <p>(6) <u>図書館システムの管理運用に関する業務</u></p> <p>(7) <u>他施設への配本に関する業務</u></p> <p>(8) <u>図書館事業の広報に関する業務</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、湯沢図書館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>
--	---

議案第16号

令和4年第4回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

指定管理者の指定に係る意見の申出について、議決を求める。

令和4年11月11日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

指定管理者の指定（湯沢市総合体育館等スポーツ施設）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

湯沢市総合体育館等スポーツ施設の指定管理者候補者の選定について

■施設の概要

- ①施設名称 湯沢市総合体育館
設置年度 平成5年度
位 置 湯沢市字沖鶴140番地
面 積 延床面積 4,923㎡
目 的 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するものです。
- ②施設名称 湯沢市健康ドーム
設置年度 平成3年度
位 置 湯沢市字沖鶴168番地
面 積 延床面積 792.45㎡
目 的 スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に資するものです。
- ③施設名称 湯沢市B&G海洋センター
設置年度 平成4年度
位 置 湯沢市字沖鶴171番地
面 積 延床面積 1,150.9㎡
目 的 海洋性スポーツをとおして、市民の健康増進並びに青少年の心身の練磨及び健全育成を推進するものです。
- ④施設名称 湯沢市ヘルシーパーク
設置年度 平成6年度
位 置 湯沢市字沖鶴110番地
目 的 市民の健康づくり及びスポーツの普及振興並びに市民の福祉の増進を図るものです。
パークゴルフ場
面 積 敷地面積 4,955㎡
クラブハウス
面 積 延べ床面積 172.08㎡
壁打ちテニスコート
面 積 敷地面積 813㎡

ストリートバスケットコート
面 積 敷地面積 187㎡
芝生広場
面 積 敷地面積 2,830㎡
多目的広場
面 積 敷地面積 6,882㎡
エントランス広場（総合体育館南側）
面 積 敷地面積 2,380㎡
駐車場（文化交流センター北側、文化会館北側）
面 積 敷地面積 5,130㎡

⑤施設名称 湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンド
位 置 湯沢市山田字下新山沖地内（雄物川中川原橋上流左岸）
面 積 延床面積 42,821.24㎡
目 的 市民のスポーツの普及振興及び心身の健全な発達に資する
るものです。

■指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

■指定管理者の候補者

湯沢市字沖鶴140番地

特定非営利活動法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ

理事長 高 橋 栄

■指定管理者候補を選定した理由

湯沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、選定基準を定め、指定管理者を公募し、指定管理者選定委員会による審議、答申を踏まえ上記団体を指定管理者の候補者に選定したものです。

上記団体の事業計画では、管理施設で実施する大会のライブ配信やアーカイブコンテンツの公開といった新たなサービス提供や、市民満足度調査の結果を踏まえ、ニュースポーツや高齢者向け事業、スポーツトレーナーによる健康指導等を自主事業として積極的に取り組むなど、具体的かつ発展的な提案がなされました。

また、収支計画では、細かに経費を積み上げるなか税理士の指導も得ながら計画されており、管理経費の縮減にも期待が持てる内容となっておりました。

申請のあった2団体とも公の施設であることを理解し、仕様書等で求めている

人員体制や管理経費の縮減について、それぞれの取り組みや考え方が提案されましたが、候補者の提案内容がより優れていると評価し「特定非営利活動法人ゆざわサンマリッツスポーツクラブ」を指定管理者候補者として適当であると判断し選定したものです。

■参考（公募の際に公表した上限額）

令和5年度 42,896千円

議案第17号

令和4年度12月補正予算に関する意見の申出について

令和4年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和4年11月11日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和4年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

12月定例会に提出する予算など

(単位：千円)

教育総務課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	小学校施設管理費	645	・小破修繕料の増
2	中学校施設管理費	1,766	・湯沢北中学校体育館防球ネット張替修繕の増 ・皆瀬中学校玄関前外灯修繕の増 ・その他小破修繕料の増
3	学校給食センター経費	6,468	・運営委員会報酬不足分の増 ・燃料費高騰による燃料費の増 ・燃料費高騰による電気料の増

学校教育課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	教育研究所費	18	・燃料費高騰による電気料の増
2	学校用パソコン更新事業	△3,785	・市内小中学校用プロジェクター、プロジェクター用スクリーン、児童生徒用パソコン、持ち帰り学習用充電器の購入に係る執行残額の減額
3	スクールバス管理費	54	・燃料費高騰による電気料の増（スクールバス車庫）
4	特別支援教育推進事業小学校費	359	・産休のかがやきサポーター代替職員の報酬と期末手当の増
5	湯沢南中学校教育振興費	376	・感染症対策消耗品、備品購入費の増（学校保健補助金追加申請分） （特定財源）令和4年度学校保健特別対策事業補助金（国 1/2）

学校教育課			
No.	事業名	予算額	事業内容
6	雄勝中学校教育振興費	185	・感染症対策消耗品、備品購入費の増（学校保健補助金追加申請分） （特定財源）令和4年度学校保健特別対策事業補助金（国 1/2）
7	（債務負担行為） 令和5年度 湯沢市 スクールバス運行管理業 務委託料	58,448 （限度額）	・令和5年度のスクールバス運行業務委託について、新年度に運行業 務を開始するために令和4年度内の契約が必要なため。
生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	湯沢勤労青少年ホーム管 理運営費	80	・燃料費高騰によるガス代の増 ・施設利用者数の増による水道料金・下水道料金の増
2	南部文化交流センター管 理運営費	190	・燃料費高騰によるガス代・電気料の増 ・施設利用者数の増による水道料金・下水道料金の増
3	湯沢生涯学習センター管 理運営費	309	・燃料費高騰によるガス代・電気料の増 ・施設利用者数の増による水道料金・下水道料金の増 ・コロナによる旅費・負担金の減
4	武道館管理運営費	20	・施設利用者数の増による水道料金・下水道料金の増
5	体育センター管理運営費	190	・燃料費高騰による電気料の増 ・施設利用者数の増による水道料金・下水道料金の増
6	弓道場管理運営費	70	・燃料費高騰による電気料の増 ・施設利用者数の増による水道料金・下水道料金の増
7	稲川交流スポーツエリア 管理運営費	9	・燃料費高騰による電気料の増

生涯学習課

No.	事業名	予算額	事業内容
8	稲川野球場管理運営費	126	・燃料費高騰による電気料の増
9	稲川体育館管理運営費	204	・燃料費高騰による電気料の増
10	湯沢市・平内町子ども交流事業	△ 350	令和4年度子ども交流事業中止による減額
11	雄勝公民館事業	△ 90	令和4年度おがち文化祭中止による減額
12	雄勝文化会館管理運営費	206	2階トイレ手洗場排水金具の腐食による交換修繕
13	カルチャーセンター管理運営費	741	・灯油代高騰による燃料費の増 ・燃料費高騰による電気料の増
14	湯沢図書館管理運営費	336	・燃料費高騰による電気料の増

文化財保護室

No.	事業名	予算額	事業内容
1	文化財保護費	297	・文化財資料収蔵庫整備工事実施設計業務(旧三梨小学校)

議案第18号

湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部改正について

湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和4年11月11日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

多様で継続的な活動が展開される「地域学校協働活動」が持続する推進体制を構築するために改正するものです。

湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部を改正する告示

令和4年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市地域学校協働活動推進員要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、推進員を統括する役割を担う者（以下「統括推進員」という。）を置くことができる。

第2条中「湯沢市立小学校及び中学校」を「湯沢市立学校設置条例（平成17年湯沢市条例第75号）に規定する市立学校」に改める。

第3条第3号中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 統括推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進員間の連絡調整及び情報共有
- (2) 推進員への適切な助言及び支援
- (3) 地域学校協働活動の広報
- (4) その他統括推進員として必要な活動

第4条に次の1項を加える。

2 統括推進員は、学校の通学区域の状況及び推進員の活動に精通した者のうちから教育委員会が委嘱する。

第5条本文中「推進員」を「推進員及び統括推進員（以下「推進員等」という。）」に改め、同条ただし書中「推進員」を「推進員等」に改める。

第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条中「推進員」を「推進員等」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市地域学校協働活動推進員要綱の一部を改正する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(設置基準)</p> <p>第2条 推進員の定数は、<u>湯沢市立小学校及び中学校</u> _____ (以下「学校」という。) ごとに原則として1人とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校運営協議会 (湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則 (平成30年湯沢市教育委員会規則第1号) 第2条の規定に基づき<u>湯沢市教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。) が設置する学校運営協議会をいう。) その他の協議体との連携調整に関する活動</p> <p>(4) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>2 湯沢市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) は、推進員を統括する役割を担う者 (以下「統括推進員」という。) を置くことができる。</u></p> <p>(設置基準)</p> <p>第2条 推進員の定数は、<u>湯沢市立学校設置条例 (平成17年湯沢市条例第75号) に規定する市立学校</u> (以下「学校」という。) ごとに原則として1人とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校運営協議会 (湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則 (平成30年湯沢市教育委員会規則第1号) 第2条の規定に基づき<u>教育委員会</u> _____ が設置する学校運営協議会をいう。) その他の協議体との連携調整に関する活動</p> <p>(4) 略</p> <p><u>2 統括推進員の職務は、次に掲げると</u></p>

(委嘱)

第4条 略

(任期)

第5条 推進員

_____の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第7条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

(1)及び(2) 略

(3) その他推進員としてふさわし

おりとする。

(1) 推進員間の連絡調整及び情報共有

(2) 推進員への適切な助言及び支援

(3) 地域学校協働活動の広報

(4) その他統括推進員として必要な活動

(委嘱)

第4条 略

2 統括推進員は、学校の通学区域の状況及び推進員の活動に精通した者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 推進員及び統括推進員（以下

「推進員等」という。）の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 推進員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第7条 教育委員会は、推進員等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

(1)及び(2) 略

(3) その他推進員等としてふさわし

くない行為を行ったと認められるとき。

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

(1) 推進員が行う活動、教育課題等に関すること。

(2) 略

(3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(事務局)

第9条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進員及び推進員協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

くない行為を行ったと認められるとき。

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

(1) 推進員等が行う活動、教育課題等に関すること。

(2) 略

(3) その他推進員等の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(事務局)

第9条 推進員等及び推進員協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進員等及び推進員協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。